

ASIAGRAPH運営委員会規程

2008年 4月 1日制定

2014年 5月16日改訂

(目的)

第1条 ASIAGRAPH運営委員会は、文化・芸術委員会規程に基づき、学会定款第5条（1）の学術研究事業のうち、ASIAGRAPHに関する企画、組織、及びその持続的運営を行う。

(構成)

第2条 ASIAGRAPH運営委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員数名により構成する。

第3条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条 副委員長、幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。

第5条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 委員長は委員会の目的を達成するために活動を統括管理する。

第7条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第8条 委員長がやむを得ない事情により職務に就けない場合は、委員長の指名する副委員長、幹事、委員がこれを代行する。

第9条 幹事は委員長を補佐し、ASIAGRAPH運営委員会の事務を取扱い、運営の円滑化を図る。

(業務)

第10条 ASIAGRAPH運営委員会は次の業務を行う。

(1) ASIAGRAPHの開催場所、大会長(General Chair)などを、関係各国の運営委員会あるいは運営担当者とも協議しつつ決定する。

(2) ASIAGRAPH実行のための実行委員会などを関係各国の運営委員会あるいは運営担当者と協議しつつ組織する。

(3) 大会長がASIAGRAPHを実行するにあたっては、関係各国の運営委員会あるいは運営担当者と連携しつつ協力する。

(運営)

第11条 ASIAGRAPH運営委員会は、委員長が必要と認めた場合、随時開催する。

第12条 ASIAGRAPH運営委員会は、電子メールを用いて行うこともできる。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2008年4月1日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。